

第3回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成15年10月9日(木) 9:30~12:15					
開催場所	田尻町 スキップセンター「研修室」					
委員の出欠	委員長 (古川市農業委員会会長)	森谷 尚生		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子	×
出席者 欠席者×	副委員長 (田尻町住民代表)	加藤 節幸		委員 (田尻町住民代表)	白旗 茂典	
	副委員長 (岩出山町農業委員会会長)	大沼 洪悦		委員 (古川市農業委員会委員)	鈴木 悟	
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美		委員 (松山町農業委員会会長)	佐藤 晃	
	委員 (古川市住民代表)	米城 夏江		委員 (松山町農業委員会委員)	渡邊 栄喜	
	委員 (松山町住民代表)	小原 文夫		委員 (三本木町農業委員会会長)	相沢 叡	
	委員 (松山町住民代表)	佐藤 信藏		委員 (三本木町農業委員会委員)	早坂 勝一	
	委員 (三本木町住民代表)	佐々木 賢司	×	委員 (鹿島台町農業委員会会長)	岡本 安吉	
	委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子		委員 (鹿島台町農業委員会委員)	高埜 仁	
	委員 (鹿島台町住民代表)	阿部 雅良		委員 (岩出山町農業委員会委員)	佐藤 佑	
	委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲		委員 (鳴子町農業委員会会長)	上野 忠志	
	委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子		委員 (鳴子町農業委員会委員)	佐藤 博行	
	委員 (岩出山町住民代表)	鹿野 孝		委員 (田尻町農業委員会会長)	羽生 正明	
	委員 (鳴子町住民代表)	菅原 信朗		委員 (田尻町農業委員会委員)	千葉 哲弥	
				出席者26名・欠席者2名		
事務局	事務局長 佐藤 吉昭, 事務局次長 岡本 透					
	財政班: 班長 金森 正彦, 主任 佐々木 雅一, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 班長 千葉 博昭, 班員 高橋 健					
傍聴者	一般 0名・報道関係 2名(2社)					
委員長の署名						

会議次第

1. 開 会
2. 開会あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 新市農業委員会の組織等について
 - (2) 合併特例法の適用について
 - (3) 次回会議の開催について
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

議事の概要

1. 開会
2. 開会あいさつ・・・森谷委員長
3. 協議事項
 - (1) 新市農業委員会の組織等について

議長 森谷尚生委員長：新市農業委員会の組織等についてでございます。その中で農業委員会の区域及び定数について、ご審議いただきたいと思っております。まず事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

事務局 金森班長：資料に基づき、区域を分けた場合の区域ごとの定数の決定方法の案及び区域分割の参考例とその場合の案による定数について説明。

議長 森谷尚生委員長：区域を区分する場合の3つの方法が示された訳ですが、今の事務局の説明について、皆さんからご意見をお願いいたします。

阿部雅良委員：結論から申し上げますと、区域については4の3つがよいのではないかと。理由については、新市の庁舎は古川市を本庁とする訳だが、当面三本木、岩出山に本庁一部分散方式になることから、その3つに農業委員会を置けばよいのではと考える。それから定数については、農民の財産を守るということもあるし、農民の方も農業委員会に期待してますし、定数の大幅な減は望ましくないため、案2による方法で67人とするのがよいと考えますので、ご提案申し上げます。

鹿野孝委員：2つにするか3つにするかという案がでていますが、合併の意味からも1つにするのが理想的ではないかと思っているが、農業委員会の仕事をみると、ご苦労なさっているようでありまして、むずかしい点もあるようでございますから、2つにするのがよいのではないかと考える。3つにすると農業委員さんたちは理想と感ぜられるんですけども、住民の納得の得られる方法ということを考えれば2つが良いと考えている。

氏家登志子委員：2つの案に賛成。いずれは1つになるということから、2つにしておくほうがよいのではないかと。そして、岩出山、鳴子は中山間部、古川、田尻、松山、三本木、鹿島台は都市近郊農村ということで、農業の置かれている条件が似ている2がよいのではないかと。定数については、案2の58人がよいと思う。

上野忠志委員：鳴子地区としては、3つないと地域振興が図れない。我々の最大の任務は地域振興を進めることであり、2つでは鳴子は過疎になる。委員会からも3つを主張するように言われており、区域は4で、定数は案2を支持する。また、前回鳴子の1戸当り選挙人名簿登録

者数が他と比べて多いのではという話があったが、鳴子は小規模農家が多く、柱が外にでて稼ぐため、家に残っている元気な高齢者が農業に従事しているためであるので、ご理解をお願いします。

佐藤博行委員：3つの案でお願いしたい。農政というものは、やはり農協と行政がいっしょに進める必要があるので、農協単位で区域を分ける6で当面いくべきと思う。

米城夏江委員：2つからスタートし、1つにするのが理想的ではないか。地図をみるとその広さから、岩出山、鳴子を1つにする2とし、定数は案2と考えている。

岡本安吉委員：3つの立ち上げが必要ではないかと思っている。人員の削減が行革で打ち出された問題だからといって、人員の削減を前提に考えるのは大変な問題ではないか。なぜかという、新市の基幹産業の農業であるから、なぜ人員を削減して報酬を減らさなければならないのか。17, 275 haの農地であり、東西85 kmもあるのに、人員削減はいかがなものか。農業委員は農家のサイフの中まで入って業務をおこなっているし、議員と違い4・5万の報酬で、法定業務、任意業務を行っている。人員削減すると十分な活動ができるのか疑問である。段階的に1つにすることには賛成だが、今の段階では人数にこだわらずに検討すべきだと考えている。

議長 森谷尚生委員長：前回は「スリム化によりサービス低下につながる。」という意見や「合併を機に農業委員会も行政組織であることから行財政改革の流れの中でスリム化をはからなければ。」という意見があった。そういった中で農業委員会として活動できる範囲でどこまでスリム化できるのかを考えないと、合併の流れの中で理解が得られない。人数を減らすことが大前提ではないが、スリム化が図れる事務局の3つの案を中心に考えていただければと思う。また、今農業委員会を2つにする意見と3つにする意見がほぼ拮抗しているが、2つにしる3つにしる、その理由・根拠をはっきりさせなければならないのではないかと。

羽生正明委員：前回農業委員会の仕事の中身について話させていただき、今2つか3つという話になっている。行政改革は大事だが、行革の切り捨てにこだわりすぎると行政サービスの低下につながる。特に農業は、いままで日の丸に守られながら行ってきたが、今、農業政策の中で自己責任で生産し、販売を行う経営者にならなければならないときになっている。田尻町においては、パソコンを使った複式簿記の講座などを開催しているが、農業者からは、経営者としてやっていけるような人材の育成が農業委員会に求められている。また、農業の経営は農協と密接に関係しており、農協のエリアが3つに分かれることから、農業委員会もそのエリアによる3つがよいのではないかと。

佐藤博行委員：今、選挙で選ぶ定数の話をしているが、農業委員会には選挙で選ばれる委員のほか、農協や共済から選任される委員もあり、同じ資格で活動するが、不公平という感じがする。選任委員の定数も圧縮するよう検討すべきではないかと。

事務局 金森班長：選任委員について農協・共済は必ず選任しなければならないが、議会選出については、5人以内となっており、その部分で調整は可能だが、それはあくまで首長の権限であり、意見として出すことはできるが、ここで決定するものではなく、この場では選挙委員の定数について議論いただきたい。

高嶋仁委員：農協単位という案もあるが、庁舎を考えたとき4の案がよいと思う。また、定数は法定上限の30とすべきだが、岩出山・鳴子は現在それ以下なので、何人とは言わないがその点を考慮すべき。そうしないと農家のサービス低下につながることから、法定上限の定数とすべきである。

議長 森谷尚生委員長：今、区域の区分の仕方については、中山間地域と平地を考慮する意見、農協単位とする意見、新市の庁舎を考慮する意見がでていますが、その他にご意見はありますか。

白旗茂典委員：2つに分けるということで、資料の2か3と考えた。合併の効果を最大限出さなければいけないが、鳴子・岩出山の中山間地域のことを考慮すると3がよいのではと考える。旧市町に3人を割り振るということで、極端に減ることをふせげるということが、3に配慮されていると思う。それと、将来1つになることが確認されているのだから、2つの委員会の定数が同じようになる3の案3で、30人と28人とバランスよくしておくのがよいのではないか。合計人数も58人となり、削減も図られるし、中山間地域にも配慮したものとなるのではないか。それから、議論を聞いていての感想だが、自分の町の委員の定数が減ると非常に大変だと聞こえてしまう。新市になって2つか3つの委員会になった場合、定数が減った分は新しくなった委員会のエリアでカバーすればよいのであって、例えば古川の委員が田尻に入っていくフォローするというような仕組みを新しく作っていくという発想で、スタート時点では2つと考える。

寺澤道子委員：農協と関連して鳴子・岩出山が1つになる2がよいと思う。農業委員の仕事は大変だと思うが、農協でできる仕事、共済でできる仕事、農業委員会ではできない仕事の役割分担を考えてみるべきでは。また、農協・共済から選ばれた委員にも仕事を担当してもらうべき。庁舎は総合支所方式なので、古川・三本木・岩出山にはこだわらなくてもよいのでは。

佐藤佑委員：基本は1つだが、サービスを考えると複数と考える。委員会は2つとし、面積・戸数のバランスのよい3が、広大なエリアや農業委員会の業務内容を考慮した案だと考える。

<休憩 10:30～10:40>

小原文夫委員：将来的には1つということ、皆さんの意見が一致している。スタート時点で2つなのか3つなのかということだが、私も前は3つでよいのではという話をしました。それは、農業委員会の役割、任務を考えたとき、1回で1つは大変だろうから、地域性を考慮してはいかがかということ、3つであり、2つになって1つになるという方向、プロセスというのはいろんなことである訳ですから、その方向でよいのではと考えていた。そんな中で今日、皆さんの意見を聞きながら考えていたんですが、やはり多くあると1つになるときのむずかしさというのが、いろいろあると思います。また、地図を見ると古川が中心として間を取り持つ必要があるのではないかと思う。中山間地域の方々の考え方、南の方の方々の考え方を理解していただいて、2つで調整していただいて、3番目の2つで調整することでどうかと考えている。それから、定数については、スリム化を図りながら、業務に支障のない形で定数を設定してはどうかと考えている。

千葉哲弥委員：将来は1つということ、一致しているが、将来とはいつなのか、その時期が大きなポイントになると思う。例えば将来が1年後ならば、在任特例を使えばそれですむことになり、2つ・3つの議論は必要なくなるのではないか。そういうと今までの議論をみんなこわしてしまうことになるが、将来とはいつなのか。

議長 森谷尚生委員長：今、その次の段階で私がそれを皆さんに問おうとした矢先、千葉委員から大事な話をいただきました。ということで、今まで2つの案、3つの案を議論いただきました。このまま続けていくと、延々と議論が続いて、最後は多数決ということになってしまうので、今日は皆さんの意見を聞くということで、これを整理し、次回に改めて決定をいただきたいと思います。そして、その前に今、千葉委員さんがおっしゃった、将来とはいつなのかということについて、ご議論いただければと思います。

佐藤晃委員：国の農業委員会に対する権限の移譲なり，改定なり，そういったものがどのような動き方をするかが原点になるとおもうので，ご存知であれば，その辺を知っている範囲内でお示しいただきたいと思います。それによって方向性がきまるのではと考えますが。というのは，将来の一本化に対する認識というか，そういうことを把握するのが今一番大切だろうと，将来はこうなるのに今こんなことを言っているというのでは，どうにもなりませんので，見直しをお話し願いたいと思います。

議長 森谷尚生委員長：権限委譲については，私も仕事であった範囲しかわかっておりませんので，あと広域合併，区域の広域化に伴う委員の法定定数の問題についても，かなり前の基準でするので，今検討しているとは思いますが，その辺の情報も定かではありませんが，早めに広域化に対応する法整備がされると思います。

事務局 金森班長：農業委員会法は，従来の小さいエリアの市町村を考えたものになっているので，その辺の見直しは，今されているのではないかと考えています。佐藤委員から話があったように，それが見えてくれば議論が早く進むと思いますが，それが見えないのは事実です。ただ，合併が進めば，広大なエリアの市町村ができることから，そう遠い将来ということはないのではないかと考えられるので，それを待って1つになるということも考えられるが，合併後，何年ということを見込めば法整備もされるのではないかと考えられるので，1つになる目標を何期ぐらいになるのかご議論いただければと思います。

佐藤晃委員：1つの訓練であるので，類似したような定数で委員会が構成されて，順次一本化へ向けての準備期間を置いていくということから考えると，3で練習をしておいて，すぐ一本化できるようにしておくのがよいのではないか。

議長 森谷尚生委員長：将来複数の委員会を1つにする目標をいつにするのか。17年7月19日とするのか，そこから1期3年後とするのか，2期6年後とするのか，ある程度目安をはっきりしておくべきではないか，皆さんのご意見は。

佐藤博行委員：10年以内では。

相沢叡委員：区域，定数，任期をバラバラに議論するのは，むずかしいのでは。将来は1つということで，皆さん共通している訳ですが，3つの委員会にした場合，例えば鳴子の方が鹿島台に土地を買っていると，不在地主ではなくなり，1つの行政単位でありながら，複数の委員会で手数料をかけなければならないということになることから，1つの委員会でいいのではということになるんですが，地図を見ると非常に広大な区域であり，それぞれ区域で農地事情が異なっており，1つの委員会ではすべてを把握できないのではと思われる。今，農業委員会の組織改革ということいろいろと議論されており，1つの委員会の中に複数の農地部会を設けるような案もあるようなので，端的にいつまで1つになるということは，ここでは決めかねるのでは。未永く2つ，3つとできるのであればよいのだが，1つの行政単位ということ考えた時，1年だけの特例だったら，すぐ1つになった方がいいということになるので，任期の関係を考えながら，考えていかなければならないのではないか。

事務局 金森班長：法整備のことが見えないという話があったが，最大定数が仮に60となった場合，事務局としては1つでもいいのではと考えているが，今現在，法整備ができていないので，今の法のなかでこれを決めなければならないというジレンマに陥っている訳ですが，将来は1つというのは皆さん共通の認識だと思います。それでは，法整備はいつまでできるのかということですが，1期あるいは2期以内にはされるのではと思うので，事務局としては，その辺で議論していただければと思います。

議長 森谷尚生委員長：事務局から話があったように、農業委員会の法律は非常に古い法律であり、近い将来に結論が出るのではということなので、協議会から諮問を受け、答申するにあたって、小委員会としては1つになる近い将来とはこのへんだという意見をいうべきでは。

佐藤晃委員：何年とかを決めないで、近い将来とは法整備が出来次第ということでは。

加藤節幸委員：この間、委員長さんが協議会で農業委員会の小委員会の報告をした訳なんですけど、その中で、将来は一本化だけれども現段階では複数の農業委員会を作るといって、皆さん顔をしがめたんです。それから当分の間ということの期間認定がないということで、さまざまな議論がでた訳なんです。ですから当分の間2つ又は3つの委員会と決めましても、合併協議会の中でその当分ということに対して、つっこまれる可能性がある訳なんです。ですから、そういう部分につきましては、よろしければ、ある程度1期とか2期とか複数でということ、まとめた方が我々も報告しやすいし、協議会の雰囲気からも、ある程度期間限定した方がよいと思っている。

佐藤晃委員：さきほど言った意見、なくなってしまったようだが、国の方で農業委員会に対する附則なり、方向性なり、そういったものが改正されてくるのは当然予想できます。その辺から考えますと、国の方針が決まるまで、2つか3つでやるという考え方でもっていかないと、いつまでやるというのは、なかなか見通しつかないんですね。国の農業委員会に対する法的なものが、改正になった時期で、それに伴ってこちらでも改正していくことにしないと、あとでこまるのではないかと。

加藤節幸委員：将来一本化するというのは、法が改正されようとされまいと、40人体制での一本化になると認識して進めてきた。法改正にとられることなく、40人体制の将来は一本化で進めるということで、私はいいと 생각합니다。

佐藤晃委員：今、お諮りになっているのは、何年後に一本化するかという点ですね。国の法的な根拠が変更になれば、当然変えざるを得ませんから、それまでは2つなり3つの体制でやったらどうかという意見なんです。1期や2期とここで決めたとしても、国の方針が変われば、変わらざるを得ないでしょ。

事務局 佐藤事務局長：1つにする目標が共通理解としてあれば、2つ、3つの議論の参考になるのではないかとということで、委員長さんが提案されたのだと思う。それがあつかないかでも、いろいろ考え方が変わるというか、意見が出るのではないかとということで、提案されたと思いますので、法体系ももちろんある訳ですが、次回に決める際にも、基準があるといいのではということだと思います。

議長 森谷尚生委員長：国の法改正については、どうなるか判らない状況なので、その様子を見ることも大事ではあるけれども、その結果はそう遠くはないと思うので、その辺を踏まえて、合併の目指す大きな目的の中で、1つになる時期の目標を1期とか2期とかある程度の目途を置いておく必要があるのではないかと。

佐藤晃委員：できれば、2本立てですっといってもいいですよ。必ず一本化しなければならないということは、法的に出てくればしょうがないけれども、今皆さんおっしゃることは、複数、2つか3つでやっていきたいと、そうすればきめ細かい農政ができるという、サービスができるという意見なんです。やむを得ず法的なもので縛られるのであれば、一本化しなくてはならないのであれば、やむを得ないというのが皆さんの意見だと思います。一本化しなくてはならないとわかっているのなら、ここで最初から一本化すればいいですよ。ただ、いっぺんではなかなかむずかしいから、複数ということなんです。

事務局 金森班長：皆さんの意見の集約は、機能のスリム化を図りながら、サービスが後退しないように、とりあえず複数ではいくが、将来は一本だということが確認されていること。その将来はいつかということが、今論議されていることであって、現段階で法整備がされていないから、意思が確認できないということではなく、今ある法律の中で一本化に向けてどうしたらよいかを検討すべきではないかと思う。

上野忠志委員：事務局に確認をしたいと思いますが、一本化になった場合、地図を見ると古川市が中心となり、岩出山町や田尻町、松山町も皆とりに行くように仕事ができるが、鳴子町には、役場まで来るのに小一時間かかる地区もある。そうしてみると、合併によってマイナスがあるのは鳴子町だけという考え方に多くの地域の人に捉えられてしまいます。この法律の中には、いそいで1つになれということは、どこにも書いてません。事務局がいろいろ案を作ってくれましたので、いそいで1つになるという議論よりも、皆さんが心配してくれているように、多くの方が3つぐらいあった方がいいのではと言ってくれていることは、大変力強いことですが、そのような方向で、慣れるまでの間、例えば2つなり3つという体制の中で、遠くの人たちが事務手続などにも慣れて、合併してよかったなと認めてもらえる方向にこの場を作っていたら、大変ありがたいと思います。いちがいに1つになると、鬼首や中山平のひとたちは改めて手続に出てこなくてはならなくなり、特定の人にだけ負担を強いることになってしまうので、いそいで1つになるということには抵抗があります。遠い地域の農家も、1つになった場合に事務局としては十分に対応して救ってやりますよ、めんどろ見てあげますというふうな事務局の答がいただければありがたいんですが。

事務局 岡本次長：私どもは、前回の会議の際に、この会議の中で、合併したら複数の農業委員会でいこうということは、確認されてますし、また、その先には一本化するということは、前回確認されてあるのかなということが前提です。そして、複数にする場合、どういった定数についての考え方があるのかを事務局でだしてほしいということなので、今回お示しをしました。2つでいく、3つでいくというのが皆様方からお話がでていますが、それをいつまでもっていったら一本化できるのかということが、当分の間とか将来という言葉を使って協議会に出した場合、それはいつまでなんだという話がでてきた場合の考え方をまとめておかなければならないということで、皆様方に問いかけている訳です。将来一本化になって不便を来さないような形を約束できるかという事務局への問ですけども、総合支所方式になって、総合支所で農業委員会にかかる事務をどの程度までやるかは、事務事業の方で検討することになるが、例えば、相談業務までは総合支所の職員が対応して、実際の申請は、農業委員会のある役場に行って行うというようには、検討していきたいとは思いますが、この場では約束はできません。ただ、総合支所で相談業務まではやるべきだということは、確認されているので、職員が相談を受けるような仕組みはできると考えています。

上野忠志委員：佐藤委員が10年ということを行いました、一昔10年という、新しい体制を作って、それに慣れていくには、やはりそれ位必要なのではないかと。

鹿野孝委員：新しい体制になって、1期後に検討して方向付けするということでは、いかがなものか。

岡本安吉委員：行政改革の観点から、早い時期がよいというのは理解するが、1期3年間で集落なり、町に定着することができるのかという問題点があると思う。我々、今現在の委員として、集落での活動の中で、3年間で一本化するのであれば、当初から一本化した方がいいのではないかと思います。ですから、1期ではあまりにも短期間かなと考えています。最低でも6

年間は必要と考えます。

議長 森谷尚生委員長：一本化の将来目標ができれば、その間、1つになる目標へ向かっての体制づくりがはかどる訳で、それがないと先送りになる可能性もあり、協議会での受け止め方もいかなものかということもあるのではないか。

鈴木悟委員：合併後、速やかに一本化するのが妥当かなと。この合併の広域化に適合しない法律なんですね。ですから法律が改正されることを皆さん期待している。ですから、私はこの資料の7ページの選択肢3を適用していただいて、次の改選の20年7月まで、法改正がなされることというのを条件にして、この時期ではいかがかなと思っています。

議長 森谷尚生委員長：今、鈴木委員のお話しになったように、法改正に期待しながら、20年まで目途がつかなければと思うし、そこを目標にしながら、内部の体制整備を急いでいくというのが前向きな対応のような気がする。その辺で大括りで整理させていただいて、いかがでしょうか。

佐藤晃委員：前回もお話し申し上げましたが、鳴子の会長さんが言うように、不便を来たすようなことがあってはならないので、総合支所という形で、例えば鳴子の支所の中に農業委員会のような相談があったときには、そこで受付して、問題を解決して行くような体制をとっていただかないと、このまま一本化はできないですから、その辺を備考欄にでも書いていただきたい。不安感があるから、一本化賛成しないんですよ。それは何かというと、今までのような木目細かな対応が出来ないんじゃないかという不安感なんですね。それがあから、何年後にはそうしましょという意見がでてくるんでしょ。それまでに慣れるよということ。その間に事務局がどのような対応をしていただくか、我々はじっくり見ますよということなんです。それさえ心配なければ、一本化はすぐでもいい。そこがね、一番の問題なんですよ。その不安感さえ払拭できれば、これはいつだっていいんですよ。

議長 森谷尚生委員長：体制整備も一本化に向けて重要だという付帯意見をいただきながら、皆さん努力して1つの目標に向かってということからして、今3人の方から出ましたが、2期目、20年あたりを目標としてはどうかということで、将来目標の一本化については確認させていただいてよろしいですか。

「付帯部分もあわせてくださいね。」の声

議長 森谷尚生委員長：それでは、そういうことでご理解をいただければと思います。そして、もうひとつ確認しておきますが、前段にでた複数の2つの農業委員会、3つの農業委員会については、多くの方から意見がでましたので、それを整理して、次回の小委員会でどちらを選ぶか確認していただくということで、次回に検討を持ち越しということによろしいでしょうか。

白旗茂典委員：合併特例法の方まで踏み込んで話し合っていたように思うんですけども、今の話していくと、選択肢3の合併特例法を使っていくということなんですか。要はこれのどれを選択するかというのを決めればいいのかという気がするんですが。

議長 森谷尚生委員長：それでは、前段ご協議いただいた農業委員会の区域については、本日の会議にだされた、2つの区分け、3つの区分けについて、次回まで整理して、次回に最終的にご検討いただくということにし、将来1つの農業委員会にする目標を平成20年の7月改選を目安にするということで、大方のご了解をいただいたということによろしいですか。

了解

(2) 合併特例法の適用について

議長 森谷尚生委員長：それでは次に進みます。(2)の合併特例法の適用について事務局から

説明願います。

事務局 金森班長：資料により、本則、在任特例、農業委員会法34条の特例の3つの選択肢について説明

白旗茂典委員：選択肢3を選んだときは、任期の切れる時期が違うので、17年7月19日に選挙して、松山さん、三本木さんは、失職ということになるのか。例えば松山さん、三本木さんの方に選挙を合わせるということも可能なんですか。

事務局 金森班長：そうした場合、7月19日に5つの農業委員会が選挙をして、2月28日まで引っ張ってこなければならぬことになります。

羽生正明委員：選択肢1を選択した場合、本則選挙が50日以内ということですが、あらゆるものがいっせいにスタートということになる訳で、その場合、当然農業委員会もすべて白紙に戻されるということで、当然農業委員会の事務局そのものもなくなる訳ですね。したがって、選択肢2、これを見た場合、1年以内の在任特例ということになっている訳ですが、今までの話しの中では、3月31日合併、7月19日改選という考え方でやってきた訳ですから、そうなりますと、その3ヶ月で選挙して、また1期3年という考え方で、今お話しあった訳なんです。例えば在任特例1年ということ、次の春の3月まで在任特例を行った場合には、その1年間で、十分一本化の話ができるのではないかなと感じている訳です。したがって、選択肢2を選んだ場合には、むしろその方が合併協議会に出した場合に、素直に納得が得られるのではないかと感じた訳ですが、そうなりますと、2つだ、3つだと言っていることが、それほど重要ではなくなるのかなというように感じます。あくまで7月19日にこだわってしまうと、ややこしくなるのかなと思います。

事務局 金森班長：選択肢2の在任特例で1年間を選択した場合、統一選挙ではなく、3月末に独自の選挙を行い、そこから3年の任期になること。また、選択肢2を選択しても、在任特例は1年以内であることから、7月19日までの特例とし、統一選挙に合わせることも可能であることを説明。

加藤節幸委員：選択肢1、2どちらを選んだとしても、先ほどらい議論している区域に関する事務局案の1から6を選ぶことができるということなんですね。

事務局 金森班長：はい

小原文夫委員：先進事例の資料で、合併された市町村の状況を見ると、在任特例が非常に多い訳なんです。その中で1つの町だけが本則選挙を行っているんですが、いろいろ農業委員会の状況を聞きますと、あまり空白期間を置けないと聞いていますが、本則選挙を選んだ行政は、どのような考え方でこれを選択したのか、もし分かればお話しいただければと思います。

事務局 金森班長：これは、あさぎり町で5つが合併した例ですが、農地面積が三千haということで、定数も20人ですので、これで可能ということで本則選挙としたのではないかと思います。

議長 森谷尚生委員長：皆さんにお尋ねしますが、選択肢1と選択肢2・3は、ちょっと違って、今、小原委員さんの質問にもありましたように、在任特例を使っているのがほとんどで、本則選挙は少ないということですが、これは農業委員会の業務とも関わりがあるのではないかと思います。その辺を含めて、選択肢2と選択肢3、在任特例を適用する、あるいは農業委員会法34条を適用するというように、特例を適用するという進めることについていかがでしょう。選択肢1でなければという意見があればいただきますが、ご理解いただければ選択肢2・3のどちらを選ぶかということにしたいと思いますが、ご意見ございませんでし

ようか。

相沢叡委員：確認したいんですが、選択肢1は適用しないということだと思います。選択肢2は、1年以内で80名ということで、現在93名の在職者がある訳で、13名は削減されるということですか。

事務局 金森班長：1つの委員会につき80人までということで、2つの委員会になれば160人までということになります。

相沢叡委員：そうしますと、全員が1年間ということですね。それから、選択肢3の場合ですが、これは合併後3ヶ月で選挙ということになる訳ですか。

事務局 金森班長：この場合は、そういうことになります。ただ、34条を使った場合、ずっとそのままひっぱっていくことも可能ではあります。任期が17年の7月に集中しているので、そこを考えた場合こうなりますということです。

相沢叡委員：7月19日というのは、統一選挙ですが、農業委員会というのは組織というものがかなり関係してくるので、やはり全国まで、会議所までつながった組織ということになりますと、選択肢3が妥当だと考えます。

白旗茂典委員：私もまだ結論的なものを出せないで、皆さんの考えを聞きたいなと思っているんですが、ひとつの考え方として聞いてほしいんですが、1はやはり事務の空白が生じる可能性があってむずかしいというのが、皆さんのお考えのような気がします。2は、在任特例を使った場合なんですけど、合併の時点をもって、2つの農業委員会に分けなければならないという事情がありますので、その2つにする準備や話し合いが、合併の前に必要になってくると思います。それで、1年以内の、最大伸ばして18年の3月末ぐらいを目途に、決めた定数までおろすという選挙になる訳ですね。そこから1期、21年ぐらいまでやって、それ以降は一本化するかしらないかというのは、今後の話しだと思います。第3の選択肢の場合は、合併の期日の時点では、7つの農業委員会が存続できますので、ただ3ヶ月間程度ですけれども、2つの農業委員会になるための時間が生まれるのではないかという気がします。確かに、松山さんと三本木さんにとっては、この方法でも、あるいは在任特例を使っても、任期途中で終わるという形には変わらないんですが、どのパターンをとっても松山さん、三本木さんには不利なことがおこるのかなという気がします。要は、2つの農業委員会に分けるという段階を、合併期日をもって2つに分けるのか、少しその期間に余裕をもって分けるのかという考え方が、ここで話し合われると方向性が見えてくるのかなという気がしました。

議長 森谷尚生委員長：選択肢3を選んだ場合、今のままの7つの委員会が17年の7月の統一選挙まで存続していくということで、ごく自然な形で統一選挙が出来ると。ただここで、松山町、三本木町さん、任期の途中で2つないし3つになってしまうことになる。

相沢叡委員：こだわる必要はない。

議長 森谷尚生委員長：こだわる必要はないということであれば、足並みをそろえるということから、選挙やってすぐということ、申し訳ないんですが、選択肢3のほうがですね。

「選択肢3」の声

議長 森谷尚生委員長：選択肢3の意見が今でている訳ですが、途中辞任もやむを得ないという意見もありますから、選択肢2と選択肢3を比較して、選択肢3を選ぶこととしてよろしいですか。

了解

議長 森谷尚生委員長：それでは、選択肢3を選ぶことで、確認させていただきます。

事務局 金森班長：選挙区と部会については，次回の会議で協議をお願いしたい旨を説明。

議長 森谷尚生委員長：それでは，選挙区と部会については，次回にお願いいたします。

(3) 次回会議の開催について

議長 森谷尚生委員長：次に協議事項(3)の次回会議の開催について，事務局から説明を求めます。

事務局 金森班長：次回会議は，11月20日ということで，提案しているが，会議の進捗状況から，11月の中旬に一度会議を開催したい旨を説明。

議長 森谷尚生委員長：事務局から，会議の進捗状況から，11月の中旬に第4回の会議を開催していただきたいということですが。

事務局 金森班長：11月の4日か6日に，場所は志田郡で行いたいと思います。

議長 森谷尚生委員長：それでは，日程，場所については，事務局にご一任賜わりたいと思います。

委員：了解

4. その他

事務局 佐々木主任：「みんなで考えよう新市まちづくり懇談会」について説明

5. 閉会あいさつ…加藤副委員長

6. 閉会